

信濃川水系学識者会議における委員持参資料の取り扱い（案）

委員持参資料については、議事の円滑な運営のために必要なものと考えられるため、配布の可否については、部会長の権限で決定できるものであるが、一応の基準として、事務局の考えは、以下のとおりである。

事務局（案）

学識者会議は公開運営による開かれた議論を行う観点から、原則、会議時間内による議論形成により意見形成を図ることを主とするが、各委員の専門性において必要不可欠と思われる場合は、各委員の見識により持参資料の配付を検討する。

学識者会議における各委員持参資料については、各々の会議において各委員が見識を共有することが必要と認めるものとし、以下の配慮等を行うものとする。

配布資料がある場合は、運営の観点から会議開催前に十分余裕を持って事務局に提出する。

配布資料が、学識者会議の目的等に合致した内容かどうか座長、部会長に確認して頂く。

事前に事務局への提出が無く、当日の配布は傍聴者等への公平な情報提供の観点から行わない。

図書等著作権や他の委員会資料等で非公開となっているものは行わない。

コピー量や特殊資料で膨大な対応となり、運営上困難な場合は行わない。